



大阪労働局発表
平成27年 10月7日

大阪労働局労働基準部賃金課
電話 06-6949-6502

平成27年度 特定最低賃金の改定について(答申)

大阪地方最低賃金審議会は、大阪労働局長に対し、大阪府内の特定の産業について定められている7件の特定最低賃金について、下記の時間額に改正決定することが適当であるとの答申を行いました。関係労働者及び関係使用者から異議の申し出がない場合は、順次官報公示を行い、改正決定を行う予定です。

記

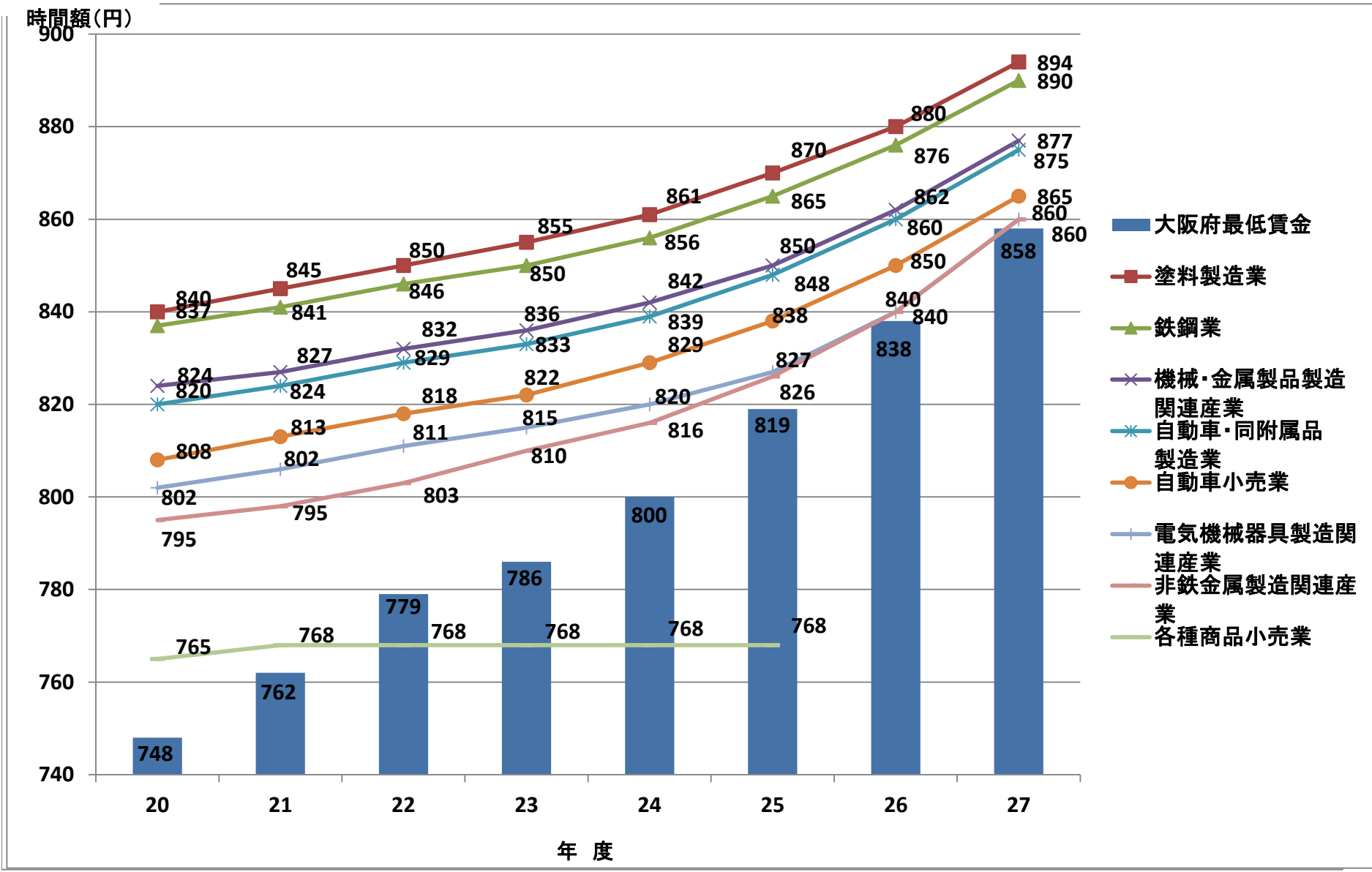
業 種		時間額 (円)	引上額(円) (対前年)	引上率(%) (対前年)	改正決定予定日 (官報公示予定日)	発効予定日
特定 (産業別) 最低賃金	塗料製造業	894	14	1.59	平成27年10月8日	平成27年11月7日
	【機械・金属製品製造関連産業】 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	877	15	1.74	平成27年10月19日	平成27年11月18日
	【電気機械器具製造関連産業】 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	860	20	2.38	平成27年10月27日	平成27年11月30日
	鉄鋼業	890	14	1.60	平成27年10月13日	平成27年11月12日
	自動車・同附属品製造業	875	15	1.74	平成27年10月16日	平成27年11月30日
	自動車小売業	865	15	1.76	平成27年10月26日	平成27年11月30日
	【非鉄金属製造関連産業】 非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	860	20	2.38	平成27年10月19日	平成27年11月30日

なお、各種商品小売業最低賃金については、平成26年9月28日をもって廃止されました。

大阪府最低賃金額及び特定(産業別)最低賃金額の推移

	20	21	22	23	24	25	26	27
大阪府最低賃金	748	762	779	786	800	819	838	858
塗料製造業	840	845	850	855	861	870	880	894
鉄鋼業	837	841	846	850	856	865	876	890
機械・金属製品製造 関連産業	824	827	832	836	842	850	862	877
自動車・同附属品 製造業	820	824	829	833	839	848	860	875
自動車小売業	808	813	818	822	829	838	850	865
電気機械器具製造関連産業	802	806	811	815	820	827	840	860
非鉄金属製造関連産業	795	798	803	810	816	826	840	860
各種商品小売業	765	768	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし	廃止	—

大阪府最低賃金額及び特定(産業別)最低賃金額の推移(グラフ)



最低賃金制度について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

①地域別最低賃金（大阪府の場合は、「大阪府最低賃金」）

地域別最低賃金は、各都道府県ごとに1つずつ定められおり、産業や職種にかかわらず、各都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されません。

②特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、関係労使が地域別最低賃金より高い額の最低賃金を定めることが必要と認める特定の産業について、当該産業の基幹的労働者を対象として、各都道府県ごとに設定され、金額が定められています（年齢、業務内容等による適用除外があり、それに該当する場合は地域別最低賃金額が適用されます。）。

（参考）大阪府においては、

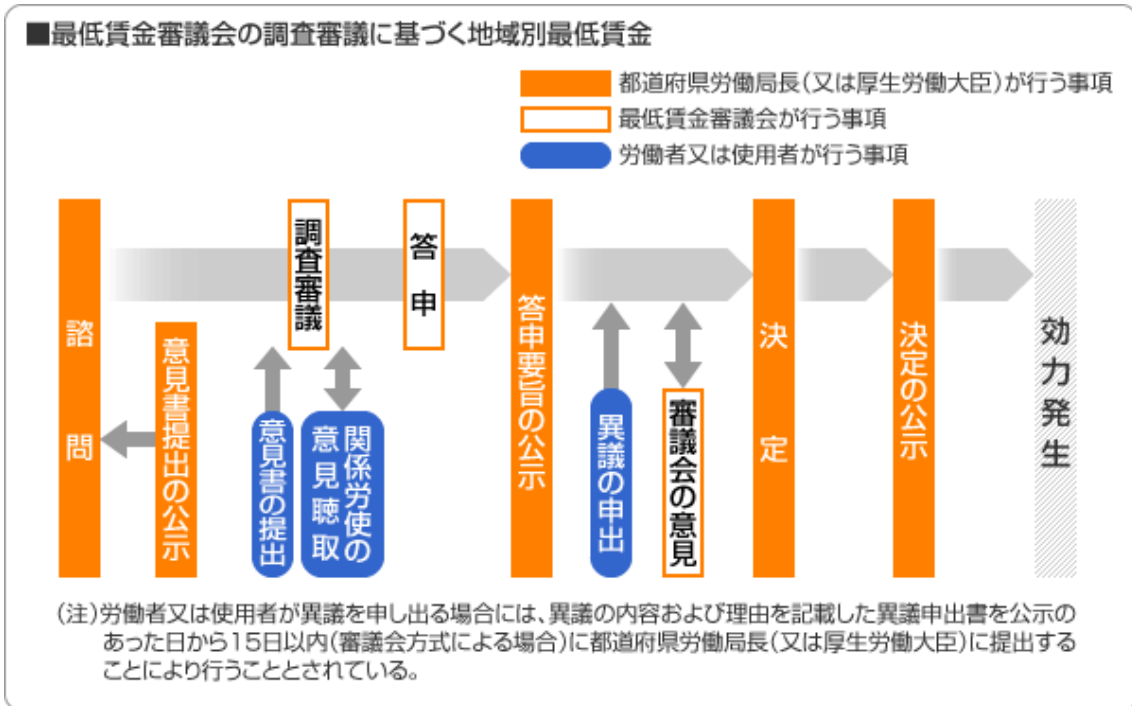
- 塗料製造業
- 機械・金属製品製造関連産業
- 電気機械器具製造関連産業
- 鉄鋼業
- 自動車・同附属品製造業
- 自動車小売業
- 非鉄金属製造関連産業

の7つの特定の産業について、最低賃金が定められています。

なお、各種商品小売業の最低賃金は、平成26年9月28日をもって廃止されました。

地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金審議の流れ

○地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。



○特定（産業別）最低賃金は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

